

熊本県商工観光労働部商工政策課
平成16年9月17日から平成17年1月17日まで

熊本県公告第759号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営有明地区（下津浦工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に異議を申し立てられたい。

平成16年9月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営有明地区（下津浦工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成16年9月21日から平成16年10月20日
- 3 縦覧場所
有明町役場

登載依頼**熊本県内水面漁場管理委員会指示第165号**

水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、菊池川における水産動植物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第37条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のため採捕する場合を除く。

平成16年9月17日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 馬 場 敬 次

- 1 採捕禁止区域
右岸菊池郡七城町、左岸菊池市清水橋上流端から下流菰入ぜき上流端までの区域。
ただし、熊本県内水面漁業調整規則第31条の規定で定められた採捕禁止区域等と重複する区域及び期間を除く。
- 2 指示の有効期間
平成16年9月17日から平成18年9月16日まで

熊本県内水面漁場管理委員会指示第166号

水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、菊池川における水産動植物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第37条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のため採捕する場合を除く。

平成16年9月17日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 馬 場 敬 次

- 1 採捕禁止区域
右岸玉名市月田、左岸玉名郡菊水町白石ぜき上流端から上流へ120メートル、同ぜき上流端から下流へ200メートルまでの区域。
ただし、熊本県内水面漁業調整規則第31条の規定で定められた採捕禁止区域等と重複する区域及び期間を除く。
- 2 指示の有効期間
平成16年9月17日から平成18年9月16日まで

熊本県内水面漁場管理委員会指示第167号

水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、菊池川水系の岩野川における次の区域では、竿釣り以外の漁法での水産動植物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第37条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のため採捕する場合を除く。

平成16年9月17日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 馬 場 敬 次

- 1 採捕禁止区域
 - (1) 鹿本郡鹿北町大字維持地内麻生橋上流端から下流へ800メートルまでの区域。
 - (2) 鹿本郡鹿北町大字維持地内板曲橋上流端から上流へ50メートル、同橋上流端から

- 下流へ250メートルまでの区域。
 2 指示の有効期間
 平成16年9月17日から平成18年9月16日まで

熊本県内水面漁場管理委員会指示第168号

水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、菊池川水系の鴨川における次の区域では、竿釣り以外の漁法での水産動植物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第37条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のため採捕する場合を除く。

平成16年9月17日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 馬 場 敬 次

- 1 採捕禁止区域
 菊池郡七城町大字菰入地内鴨川新古閑橋下流端から下流菰入水門上流端までの区域。
- 2 指示の有効期間
 平成16年9月17日から平成18年9月16日まで

正 誤

平成16年8月20日付け熊本県公告第679号（肥料登録）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

熊本県知事 潮 谷 義 子

ページ	正		誤	
5	生産業者の氏名または名称及び住所	大東肥料株式会社 熊本県八代郡鏡町大字鏡町字郷開 1159 番地 3	生産業者の氏名または名称及び住所	熊本県八代郡鏡町大字鏡町字郷開 1159 番地 3